

## 職場のトラブル解決に、あっせんのご利用を

公益委員 宮廻甫允

今回は、職場のトラブル解決のための制度として、県労働委員会が実施している「あっせん」について紹介することといたします。

まず、あっせんとはということですが、あっせんとは、個々の労働者と事業主との間の労働に関するトラブルについて、法律(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)に基づき、あっせん員が双方の主張をお聴きした上で、歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

3人の委員があっせん員となり、チームを組んであっせんを進めていきます。3人のうち1人は弁護士や大学教授等の公益委員、1人は労働組合役員等の労働者委員、もう1人は会社経営者等の使用者委員です。これら立場の異なる委員が双方の話を丁寧にお聴きしながら、トラブル解決に向けて調整していきますので、労働者、事業主の双方が十分に納得した内容での解決が図られやすくなります。

あっせんは裁判のように白黒をつけるものではなく、あくまでも双方の歩み寄りによる解決を促すものですが、同じ立場のあっせん員がいることで、労働者、事業主の双方にとって心強い紛争処理制度ではないかと思えます。このような公労使の三者によるあっせんは、労働委員会ならではの制度であるといってもよいでしょう。県労働委員会におけるあっせんへの取組みは、平成14年7月から始まり、その後の平成16年度から平成25年度までのあっせん件数は55件となっています。

また、潜在化している職場のトラブルに対応するため、平成23年5月から委員による定期相談会を実施しています。定期相談会は「労働に関する無料相談会」として、毎月第4火曜日に県庁15階労働委員会で開催しております。平成26年度からは電話相談も併せて実施することとしていますので、ご利用いただければと思います。

さらに、平成26年度には、8月下旬に出張相談会(鹿児島中央駅周辺)、あっせん制度の周知月間である10月に日曜相談会(鹿児島中央駅周辺)、労働局等関係機関との合同での出張相談会(霧島市)などを予定しております。平成25年度の労働相談件数は、定期相談会33件、事務局対応178件、合計211件となっています。平成24年度は、定期相談会34件、事務局対応197件、合計231件ですので、事務局対応の相談件数に減少がみられます。

職場のトラブルは企業の生産性を低下させるなど、社会的に好ましくない事態をもたらすことにもなりますので、早期に解決することが肝要です。あっせんは県内にある事業所の労働者個人又は事業主なら、どなたでも利用できます。無料で、手続も簡単ですし、秘密は厳守いたします。県労働委員会としても、他の行政機関と密接な連携を図り、職場におけるトラブルの迅速な解決とともに、トラブルの未然防止に努めていくつもりです。

まずはお気軽に、県労働委員会にご相談ください。